

1 議 事 日 程 (2 日 目)

[平成23年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成23年12月5日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第53号 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について
- 日程第2 議案第54号 市道路線の認定について
- 日程第3 議案第55号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第56号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第57号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第58号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第59号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第60号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第61号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第62号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第63号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第64号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第65号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第66号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第67号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第68号 太宰府展示館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第69号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第70号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第71号 太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について
- 日程第20 議案第72号 太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第73号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第74号 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第75号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第24 議案第76号 平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第25 議案第77号 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 追加日程第1 発議第5号 特別委員会(携帯電話中継基地局問題特別委員会)の設置について
- 日程第26 発議第4号 太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について
- 日程第27 請願第2号 ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書

日程第28 意見書第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

日程第29 意見書第10号 太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書

日程第30 意見書第11号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	陶山良尚	議員	2番	神武綾	議員
3番	上疆	議員	4番	芦刈茂	議員
5番	小嶋真由美	議員	6番	長谷川公成	議員
7番	藤井雅之	議員	8番	原田久美子	議員
9番	後藤邦晴	議員	10番	橋本健	議員
11番	不老光幸	議員	12番	渡邊美穂	議員
13番	門田直樹	議員	14番	小柳道枝	議員
15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
17番	福廣和美	議員	18番	大田勝義	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	木村甚治
地域づくり 担当部長	今泉憲治	市民生活部長	古川芳文
健康福祉部長	井上和雄	建設経済部長	神原稔
会計管理者併 上下水道部長	三笠哲生	教育部長	齋藤廣之
総務課長	古野洋敏	経営企画課長	石田宏二
市民課長	原野敏彦	福祉課長	宮原仁
保健センター所長	中島俊二	都市整備課長	今村巧児
上下水道課長	松本芳生	教務課長	木村裕子
監査委員事務局長	関啓子		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田中利雄	議事課長	櫻井三郎
書記	白石康子	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第53号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について

○議長（大田勝義議員） 日程第1、議案第53号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」を議題といたします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 3点お伺いいたします。

この保護地区の取得の目的と、取得後の管理責任者と、最後に今後の取得予定額と期間をお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） お答えいたします。

まず、1点目の目的でございますけれども、広い意味で言いますと緑地の保全でございますが、狭い意味で言いますと大佐野ダムの水源涵養林としての保全でございます。その根拠は、平成6年に策定しました太宰府市緑地の保全に関する条例に基づきまして、当該地域を緑地保全地区に指定し、公有化を進めております。

2番目の管理責任でございますけれども、取得後は太宰府市が管理者となります。

3点目の質問でございますけれども、今年度と同じ取得単価と同じ予算額でという条件で計算しますと約38年かかります。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 濟いませぬ。今、何年間という、ちょっと数字が聞こえにくかったの

で、もう一度お願いします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 約38年でございます。同じ条件で、今年と同じ条件で38年かかります。

○議長（大田勝義議員） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第53号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第54号 市道路線の認定について

○議長（大田勝義議員） 日程第2、議案第54号「市道路線の認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第54号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第16まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第3、議案第55号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」から日程第16、議案第68号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第55号について、通告がありますので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 3点お伺いいたします。

指定管理の決定方法と、契約の価格、それから管理期間が3年となっておりますが、ほかの共同利用施設等については2年間になっておりますので、3年の理由をお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 回答をいたします。

1点目の指定管理者の決定方法につきましてでございますが、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づきまして、9月1日号の太宰府市広報及び太宰府市ホームページで公募を行いました。その後、10月13日に太宰府市指定管理者候補者選定委員会規程に基づきまして、指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者の候補者とすべき団体の選定を行っております。

2点目の落札価格、指定管理料でございますが、平成24年度から平成26年度までの3カ年で1億4,320万4,000円でございます。

次に、3点目の管理期間が3年の理由ということでございますが、法令上、具体的な定めはございませんけれども、太宰府市民サービスの提供の継続性と安定性、また指定管理者の初期投資におけるリスクの軽減などを考慮しまして3年間として議会の議決をいただきまして協定を結ぶものでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第56号から議案第68号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第55号から議案第68号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17と日程第18を一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第17、議案第69号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第18、議案第70号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第69号及び議案第70号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19から日程第21まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第19、議案第71号「太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について」から日程第21、議案第73号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」までを一括議

題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第71号については、通告があつていますので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番(神武綾議員) 平成22年度の施策評価において、生涯スポーツの推進については評価が低くなっておりました。前条例での審議会の中での進捗状況、今後の計画等があれば教えてください。お願いします。

○議長(大田勝義議員) 教育部長。

○教育部長(齋藤廣之) ご回答をいたします。

太宰府市スポーツ振興審議会におきましては、平成21年度に太宰府市スポーツ振興基本計画策定のための審議をしていただいたところです。その後は、審議会の開催は行っておりません。今後、このスポーツ振興基本計画は、平成22年度から平成31年度までの10カ年の計画期間を定めまして現在進めております。また、具体的には、3カ年の実施計画に基づいて今後進めてまいりますので、一定の時期に施策内容等につきましてご審議をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(大田勝義議員) よろしいですか。

(2番神武綾議員「はい」と呼ぶ)

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第72号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第73号について、通告があつていますので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番(神武綾議員) 2点お伺いいたします。

現在の加入事業者数と、8年間で4億円の自主財源が確保され、平成23年5月末現在で1億500万円の基金が積み立てられているとの報告がありました。基金を使った事業の内容をお願いします。また、その事業を決定する際に審議会の中で議論があつたと思いますけれども、その中で出た要望等がありましたらお願いいたします。

○議長(大田勝義議員) 市民生活部長。

○市民生活部長(古川芳文) それでは、まず1点目の指定業者数についてお答えします。

現在、歴史と文化の環境税の徴収をお願いしています事業者数は33事業者となっております。

次に、2点目の太宰府市歴史と文化の環境整備事業基金の使途についてですが、これまで本税の目的であります太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源などの保全と整備を図り、環

境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために活用してまいりました。

具体的には、太宰府ブランド創造協議会事業や正月期の臨時駐車場設置事業、交差点交通誘導員警備、駐車待ち車両の抑制、史跡地保存活用事業、さらに歴史的風致維持向上計画関連事業などがございます。

また、税制審議会におきまして、本税は太宰府市歴史と文化の環境税運営協議会の開催によりまして使途の透明性が確保されていること、市民や来訪者にとって目に見えてまちがよくなっているようなことなど、このような事業を継続してほしいなどのご意見をいただいております。

今後につきましても、太宰府市歴史と文化の環境税運営協議会のご意見を尊重しながら、本税の目的に沿って活用してまいりたいと、このように考えております。

○議長（大田勝義議員） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

議案第71号から議案第73号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第22 議案第74号 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 について

○議長（大田勝義議員） 日程第22、議案第74号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第74号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第75号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（大田勝義議員） 日程第23、議案第75号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第75号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24と日程第25を一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第24、議案第76号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第25、議案第77号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおりの一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第76号及び議案第77号は環境厚生常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時16分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま福廣和美議員外賛成者から発議第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、発議第5号を追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 発議第5号 特別委員会（携帯電話中継基地局問題特別委員会）の設置について

○議長（大田勝義議員） 追加日程第1、発議第5号「特別委員会（携帯電話中継基地局問題特別委員会）の設置について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

17番福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 「特別委員会（携帯電話中継基地局問題特別委員会）の設置について」の提案理由の説明を申し上げます。

環境厚生常任委員会に付託するようにはいたしておりましたが、皆様のご意見の中で特別委員会をつくらどうかという意見もございましたので、次の名称から活動についてご説明を申し上げます。

名称は、携帯電話中継基地局問題特別委員会。

設置目的、太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例案について調査研究を行うため。

付議事件としまして、太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定に関する件。

構成につきましては、18人をもって構成をする。

経費については、予算の範囲内。

設置期間につきましては、審査終了まで。

活動は、本委員会は付議事件のため、議会閉会中も必要と認めた場合には随時開催することができる。

このような目的で特別委員会の設置をお願いいたしますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第5号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時20分〉

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

ただいま設置されました携帯電話中継基地局問題特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により議員全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員全員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時05分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

携帯電話中継基地局問題特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告をいたします。

委員長に17番福廣和美議員、副委員長に3番上疆議員が選出されました。

なお、本会期中の委員会は、12月6日10時より開催されますので、日程の追加をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26 発議第4号 太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について

○議長（大田勝義議員） 日程第26、発議第4号「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

発議第4号は携帯電話中継基地局問題特別委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 請願第2号 ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書

○議長（大田勝義議員） 日程第27、請願第2号「ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書」を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

12番渡邊美穂議員。

[12番 渡邊美穂議員 登壇]

○12番（渡邊美穂議員） 「ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書」について、請願の理由を説明いたします。

請願者は、社団法人筑紫医師会会長原文彦氏、紹介議員は、私、渡邊美穂です。

請願の理由といたしまして、我が国は海外ではWHOが推奨している予防接種で防ぐことができる疾患に使用されているワクチンの多くが定期接種化されていない実情は周知の事柄です。

平成22年11月26日から、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が実施されていますが、来年度以降については予算措置が講じられておらず、現状のままでは平成24年3月31日までに本事業が終了することになり、事業の対象者が今年度内に接種が完了できない可能性があり、短期間で終了することは国民にとって不公平な制度となります。

また、予防接種で防ぐことができる疾患に対する予防接種については、国策として定期接種化され、国民が平等に公費で受けられる制度を恒久的に実施して、国民間の不平等をなくすべきと考えます。

このような理由から、以下の3点について国に対して要望書を提出してほしいというものです。

1、海外との予防接種政策の遅れをなくすため、予防接種で防ぐことができる疾患を速やか

に定期接種化し、財政措置を行うこと。

2、V P Dワクチンの定期予防接種化が実現するまでの間は、緊急促進事業を継続して実施し、国民に平等な機会を与えること。

3、予防接種法においては、市町村の財政面を考慮し、実費徴収も可能とされているが、すべての国民が費用の負担なく予防接種を受けることができ、安心して感染症の予防ができる体制を整備し、接種に対する普及、啓発を推進すること。

これは、提出先は厚生労働大臣を予定しております。

以前、本議会におきましてこの議案が取り上げられましたときに、大きく2つの問題が提起されました。1つは、この子宮頸がんに係るウイルスは数種類ありますが、今回のワクチンによって一体どれぐらいの効果があるかということと、それから副作用がどういったものがあるのかという大きく2点のことが議論されました。先日、研修会等で医師会のほうから説明に来ていただきまして、その結果、この今回のワクチンによってヒトパピローマウイルス16、18、これが予防の対象になるわけですが、これによって子宮頸がんが発症する確率が70%であるということ。したがって、このワクチンを接種することによって7割の子宮頸がんは軽減することができるのではないかということ。さらに、副作用については、筋肉注射であるため非常に強い痛みを伴うということが一番大きな副作用であるというふうに説明を受けました。

以上のような事柄から、本議会におきましてもぜひご検討いただきまして、採択していただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

請願第2号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 意見書第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

○議長（大田勝義議員） 日程第28、意見書第9号「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番小島真由美議員。

〔5番 小島真由美議員 登壇〕

○5番（小島真由美議員） 「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」につきまして趣旨説明を行います。

提出者は、私、小島真由美、賛成者は福廣和美議員でございます。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、防災担当大臣、男女共同参画担当大臣でございます。  
案文の朗読をもちまして趣旨説明にかえさせていただきます。

国の防災基本計画には、2005年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には政策決定過程における女性の参加が明記されました。この流れを受け、地域防災計画にも女性の参画、男女双方視点が取り入れられつつありますが、具体的な施策にまで反映されているとは必ずしも言えません。

中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会が平成23年9月28日に取りまとめた報告においても、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれています。

よって、政府におかれましては、防災会議に女性の視点を反映させるため、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

1、中央防災会議に少なくとも3割以上の女性委員を登用すること。

2、地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するため、都道府県知事や市区町村の長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることを可能とする災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

意見書第9号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 意見書第10号 太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書

○議長（大田勝義議員） 日程第29、意見書第10号「太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番藤井雅之議員。

〔7番 藤井雅之議員 登壇〕

○7番（藤井雅之議員） 意見書第10号「太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書」につきまして提案理由を説明させていただきます。

提出者は私、藤井雅之、賛成者は2番神武綾議員であります。

理由としまして、福岡県に対し、自然エネルギーを促進するため、太陽光発電システム設置

に係る県独自の補助制度を創設することを強く求めるためでございます。

提案理由の詳細な説明につきましては、机上に配付させていただきました意見書の案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

国のエネルギー政策が見直され、また自然エネルギーの促進について国民的な関心が広がる中、本市においても住宅用太陽光発電システムを設置する市民や設置を希望する市民が増加することが予想されています。

太陽光発電システムの設置費用は標準で200万円以上となります。現在、設置費用を補助する国の制度がありますが、補助金額は設置費用から見ると少額のため、多額の自己資金が必要です。

自然エネルギー促進の中で、特に市民が容易に導入できる太陽光発電の普及が重要なかなめになってくるため、国、県と連携した施策が必要です。

よって、太宰府市議会は、福岡県が自然エネルギーを促進するため、太陽光発電システム設置に係る県独自の補助制度を創設されることを強く要求いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、福岡県知事小川洋様としております。

なお、本意見書につきましては、平成23年度の福岡市の9月議会においても全会一致で採択されております。ぜひ太宰府市議会でも採択いただきまして、福岡県に対して太陽光発電システム設置補助制度の創設の足がかりになるように、ぜひ意見書の採択を重ねてお願いいたします。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（大田勝義議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

意見書第10号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 意見書第11号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書

○議長（大田勝義議員） 日程第30、意見書第11号「子ども・子育て新システム」に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番神武綾議員。

〔2番 神武綾議員 登壇〕

○2番（神武 綾議員） 「子ども・子育て新システム」に関する意見書につきまして趣旨説明を行います。

提出者は私、神武綾、賛成者は藤井雅之議員です。

案文の朗読をもちまして趣旨説明にかえさせていただきます。

政府は、7月29日の少子化対策会議において子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめを決定し、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革に伴い、早急に所要の法律案を国会に提出するとの方針を示しました。

新システムの導入は、保育現場に市場原理が持ち込まれることになり、福祉としての保育制度が維持されないことや保育者の負担増につながる制度見直しとなるなどの懸念があり、国の責任で福祉として行われてきた保育制度の根幹が大きく揺らぐおそれがあります。

また、新システム導入に必要な約1兆円の財源は明確になっておらず、現状では新システム導入は不透明な情勢となっています。このままでは、平成24年度からの保育施策がどのような方向性になるのか明確ではなく、保育現場での無用な混乱や不安に拍車がかかることとなります。

よって、国においては、下記の項目について早急に実現を図り、だれもが安心して利用できる保育制度を維持、拡充されるよう強く要望します。

1、子ども・子育て新システムは、児童福祉法第24条に基づき、国の責任で行われてきた現行制度を後退させるおそれ強い。また、財政措置も何ら明らかになっていない中で、単に保育現場に混乱を招くだけである。したがって、今年度中の法案提出については、保育現場に混乱をもたらすおそれがあるため、慎重に取り扱うこと。

2、保育制度の見直しに当たっては、保護者、保育現場等の意見を十分尊重し、慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

なお、この意見書につきましては、さきの県議会におきましても全会一致で可決されております。十分ご議論の上、ご理解いただき、可決していただきますようお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第11号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は12月13日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午前11時20分

~~~~~ ○ ~~~~~